**○　就任承諾及び誓約書の作成について**

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

２　「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例（平成10年愛媛県条例第35号）第２条第２項に掲げる書面（住民票等）によって証された住所又は居所を記載する。

３　**市には写し（コピー）を提出し、原本は団体で保管する。**

（１枚目・理事用　２枚目・監事用）

（法第10条第１項関係様式例）

就　任　承　諾　及　び　誓　約　書

年　　月　　日

特定非営利活動法人○○○○御中

住所又は居所

氏名

私は、（特定非営利活動法人の名称）の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

|  |
| --- |
| 特定非営利活動促進法第20条の要件 |
| 一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 |
| 二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 |
| 三　以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者  ・　特定非営利活動促進法の規定に違反した場合  ・　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合  ・　刑法第204条（傷害）、第206条（傷害及び傷害致死の現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の２（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）の罪を犯した場合  ・　暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合 |
| 四　暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者 |
| 五　設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者 |
| 六　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの |
| 特定非営利活動促進法第21条の要件 |
| 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。  注　具体的には、理事・監事が６人以上の場合に限り、配偶者もしくは３親等以内の親族を１人だけ役員に加えることができる。 |

（法第10条第１項関係様式例）

就　任　承　諾　及　び　誓　約　書

年　　月　　日

特定非営利活動法人○○○○御中

住所又は居所

氏名

私は、（特定非営利活動法人の名称）の監事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

|  |
| --- |
| 特定非営利活動促進法第20条の要件 |
| 一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 |
| 二　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 |
| 三　以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者  ・　特定非営利活動促進法の規定に違反した場合  ・　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合  ・　刑法第204条（傷害）、第206条（傷害及び傷害致死の現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の２（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）、第247条（背任）の罪を犯した場合  ・　暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合 |
| 四　暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者 |
| 五　設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者 |
| 六　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの |
| 特定非営利活動促進法第21条の要件 |
| 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。  注　具体的には、理事・監事が６人以上の場合に限り、配偶者もしくは３親等以内の親族を１人だけ役員に加えることができる。 |